

國學院大學學術情報リポジトリ

Articles : Differences in Usage of the Terms
"Large"(大-) and "Big"(太-), and of "Little"(小-) and
"Small"(少-) As Observed in the Names of Ancient
Court Posts

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Arashi, Yoshindo メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000068

大と太、小と少

— 養老職員令に探る —

はじめに

初歩的な事項であり、説明も容易に見られる故か、常識的語句として見逃されてゐるのが、令制官職等の「大」と「太」、「小」と「少」の別である。しかし、この識別に關してはどこかで觸れなければならぬであらう。ここに、與へられた紙面を借りて若干考へてゐるところを述べさせていただく。

簡単な例を挙げると、「大納言・(中納言・)少納言」の「少納言」は、何故か「大・(中・)小」の「小」ではなく、「少」

で表記される。一方、地方における郡の等級は「大郡・上郡・中郡・下郡・小郡」であつて、「大・中・小」が使はれてゐる。結論から言へば、官職名は「大・少」であり、一般名稱としては「大・小」になるが、その理由は奈邊にあるのか、といふのが本稿の狙ひである。

改めて言ふことではないが、「少」と「小」には若干ながら語義に違ひがある。養老戸令三歳以下條では、

凡そ男女は、三歳以下をわう黄と爲せよ。十六以下を少と爲よ。

廿以下を中と爲よ。其れ男は廿一を丁と爲よ。六十一を老

嵐 義人

と爲よ。六十六を耆と爲よ。

と見え、その「中」は、大寶令では「小」であつた。また醫疾令逸文醫生教習條には、

廿（人）に率りて、……三人は少小を學ばしめよ。

とあり、その「少小」の義解に、「謂ふところは、六歳以上を小と爲し、十八以上を少と爲す也」とある。「少」と「小」では年齢が違ふのである。

一、字書での確認

迂遠ではあるが、最初に字書類から「大」「太」「小」「少」の字義を求めることとする。

〔甲〕「大」について

『說文解字』（後漢・許慎）

大。天大、地大、人亦大焉。人の形に象る。

『玉篇』（梁・顧野王。宋大中祥符改訂・大廣益會玉篇）

易曰、大なる哉乾元、萬物の資始なり。老子曰、道大、天大、地大、王亦大なり。

『廣韻』（宋・大中祥符）
大。小大也。

参考『日知録』（清・顧炎武）卷二十三
排行。……今人、兄弟の行次、一を稱して大と爲す。何時より始るか知らず。

〔乙〕「太」について

『說文解字』

太。古文泰、此の如し。

『玉篇』（大廣益會玉篇）

太。甚也。

『廣韻』

太。甚也。大也。通也。

『集韻』（宋・寶元）

太、或は太・大・泰に作る。音義通ず。太と小大の大と別に非ざる也。

『增韻』（明・紹興。増修互註禮部韻略）

經史、古へ大の字に點無し。後人點を加ふ。以て小大の

大と別とす。

〔丙〕「小」について

『説文解字』

小。物の微こまかき也。八と亅あはに從ふ。見れて之を八に分く。

『玉篇』（大廣益會玉篇）

小。物の微也、細也。

〔丁〕「少」について

『説文解字』

少。多からざる也。小に從ふ。ノの聲。

『玉篇』（大廣瀬益會玉篇）

少（口沼の切）。多からざる也。又（始曜の切）幼き也。

つまり、年長を「大」といひ、年下を「少」（去聲嘯韻）といふ捉へ方ができ、また物の「大小」をいふ場合、「大」と

「小」を用ゐるといふ捉へ方ができる。

二、令制官職による大・少

敘上の如き字義に則つて『令義解』における官職を一瞥すると、「大・少」には、規模の大小ではなく、兄弟の年長・年少の如く、基本の職掌は同じながら、序列において高下があるときに用ゐると解することができる。

職員令に見える官職のうち、「大・少」で對をなす官職を抜出してみると、次の如くである。

〔神祇官〕

大副一人。掌ること伯に同じ。……

少副一人。掌ること大副に同じ。

大祐一人。……

少祐一人。掌ること大祐に同じ。

大史一人。……

少史一人。掌ること大史に同じ。

〔太政官〕

大納言四人。掌ること、庶事に參議せんこと、敷奏、宣旨、……

少納言三人。掌ること、小事を奏宣せんこと、……

大外記二人。……

少外記二人。掌ること大外記に同じ。

左大辨一人。掌ること、中務・式部・治部・民部を管^すべん、……若し右弁官在らずは併せ行へ。

右大辨一人。掌ること、兵部・刑部・大藏・宮内を管べん。余は左

大弁に同じ。

左中辨一人。掌ること、左大弁に同じ。

右中辨一人。掌ること、右大弁に同じ。

左少辨一人。掌ること、左中弁に同じ。

右少辨一人。掌ること、右中弁に同じ。

左大史二人。右大史二人。左少史二人。右少史三人。(神

祇大史・少史を見よ。以下、同名の官職は重ねて出さず)

〔中務省〕

大輔一人。掌ること、卿に同じ。

少輔一人。掌ること、大輔に同じ。

大丞一人。掌ること、……余は神祇大祐に准^まへ。

少丞二人。掌ること、大丞に同じ。

大録一人。少録三人。

大内記二人。……

中内記二人。掌ること、大内記に同じ。

少内記二人。掌ること、中内記に同じ。

大監物二人。……

中監物四人。掌ること、大監物に同じ。

少監物四人。掌ること、中監物に同じ。

大主鈴二人。……

少主鈴二人。掌ること、大主鈴に同じ。

大典鑰二人。……

少典鑰二人。掌ること、大典鑰に同じ。

〔中宮職〕

大進一人。少進二人。

大属一人。少属一人。

〔左大舍人寮〕

大允一人。少允一人。

〔内藏寮〕

大主鑑二人。……

少主鑑二人。掌ること、大主鑑に同じ。

〔治部省〕

大解部四人。……

少解部六人。掌ること、大解部に同じ。

〔兵馬司〕

大令史一人。少令史一人。

〔刑部省〕

大判事二人。……

中判事四人。掌ること、大判事に同じ。

少判事四人。掌ること、中判事に同じ。

大解部十人。……

中解部卅人。掌ること、大解部に同じ。

少解部卅人。掌ること、中解部に同じ。

〔彈正臺〕

大忠一人。……

少忠一人。掌ること、大忠に同じ。

大疏一人。少疏一人。

〔衙門部〕

大尉二人。少尉二人。

大志二人。少志二人。

〔大宰符〕

大貳一人。掌ること、帥に同じ。

少貳二人。掌ること、大貳に同じ。

大監二人。……

少監二人。掌ること、大監に同じ。

大典二人。……

少典一人。掌ること、大典に同じ。

大工一人。……

少工二人。掌ること、大工に同じ。

〔大國〕

大掾一人。……

少掾一人。掌ること、大掾に同じ。

大目一人。……

少目一人。掌ること、大目に同じ。

〔大郡〕

大領一人。……

少領一人。掌ること、大領に同じ。

〔軍團〕

大毅一人。……

少毅二人。掌ること、大毅に同じ。

〔親王〕

大從一人。……

少從一人。掌ること、大從に同じ。

大書吏一人。……

少書吏一人。掌ること、大書吏に同じ。

殆どどの（事實上、すべての）「少某官」には「掌つかさどること、大某官に同じ」と注されてゐる。しかし位階は、神祇官の「大副」と「少副」の場合、神祇大副は從五位下であり、同少副は正六位上である（官位令）。完全に差がある。

また、職員令（治部省）諸陵司「凶禮」の義解に「即ち土師宿禰の年位高く進めるは大連と爲し、其の次を少連と爲す」とあるやうに、「大」「少」には、年長と年少の如き關係が認められると言つてよからう。「少」則ち「ワカシ」である。

三、大小の事例

次に、「大」「小」の關係を見ることとする。『令義解』から何條か抜き出してみる。

(一)職員令大國條以下に、

大國 / 上國 / 中國 / 下國

の各條が列記されてゐる。

(二)儀制令祥瑞條には、

凡そ……大瑞かなに合はば、隨ひて即ち表奏せよ。……上瑞以下は、並びに所司に申し、……餘は皆治部に送れ。……

と見え、ここに略されてゐる「上瑞以下」は、『延喜式』治部省式祥瑞條に照らして、

(大瑞) / 上瑞 / 中瑞 / 下瑞

であることが確認できる。因みに、「上」「下」は、「中ノ上」「中ノ下」と解すべきであらう。ところで(一)(二)の二條には「少」は見えないが、

(三)職員令大郡條以下には、

大郡 / 上郡 / 中郡 / 下郡 / 小郡

が見える。その上で、戸令定郡條を検するに、次の如く規定されてゐる。

凡そ郡こほりは、丹里以下十六里以上を以て大郡と爲よ。十二里以上を上郡と爲よ。八里以上を中郡と爲よ。四里以上を下

郡と爲よ。二里以上を小郡と爲よ。

「里」とは、戸令劈頭の爲里條に、「五十戸を以て里と爲よ」とあつて、大小によつて集落の規模を示してゐることは明白である。「國」も本來、郡と同じ階差が設けられてよいと思はれるが、志摩・淡路・壹岐・對馬は二郡を以て國（また嶋）を成してをり、これらが下國であるといふことは、「小國」は本來的に設けられなかつたことを示す。なほ戸令定郡條義解に、「其れ國の大小を定むは、別式有るべし」と見えるところからも、國は「小國」を缺く「大・小」と見てよからう。

（四）更に神祇令月齋條には、

大祀 / 中祀 / 小祀

が見え、その令文では次の如く規定する。

凡そ一月の齋は大祀と爲す。三日の齋は中祀と爲よ。一日の齋は小祀と爲よ。

ここにも「大・小」で示すべきことが讀取れる。

（五）公式令詔書式條「詔書式」の義解に、

但し、臨時の大事は詔と爲し、尋常の小事は勅と爲す也。

と見え、受事條の令文は、

凡そ事を受けんには、一日に受くは二日に付け畢へよ。其れ事速やかならん及び見^{けん}に囚を送らんには、至らん^まに隨ひて即ち付けよ。小事は五日程、中事は十日程、大事は廿日程、獄案は卅日程。……

とする。この「小事」はテキストによつては「少事」とするが、既に見た如く、このやうな差異に基くものは「大」「小」で示されねばならない。その他、

（六）厩牧令諸道置驛馬條に、

凡そ諸道に驛馬を置くこと、大路に廿匹。中路に十匹。小路に五匹。……

と見え、田令驛田條にも、

凡そ驛田は、皆近きに隨ひて給へ。大路に四町、中路に三町、小路に二町。

とある。麿牧令の義解には、先づ「大路」に對し、「謂ふころは、山陽道なり。其の大宰以去は即ち小路と爲す也」と注し、「中路」には、「謂ふころは、東海・東山道なり。其の自外は皆小路と爲す也」とある。給はる田の面積に差があり、「大路」に對し「小路」は内容の各部位が小さくなつてゐるので、「大・小」の例に加へておく。

また軍防令軍團置鼓條に、

凡そ軍團には、各鼓二面、大角二口、少角四口を置け。

……

とある「大角」「少角」の「大」「少」は、『倭名類聚抄』（十卷本・二十卷本共）征戦具に、

角。兼名苑の注に云ふ。角は本胡中に出づ。或いは云ふ。呉越に出づ。以て龍吟を象る也。楊氏漢語鈔に云ふ。大角

波良乃布江、小角久太能布江。

とある如く、「大」「小」であつてよい。なほ、確認作業を怠つては利用しえぬ『安齋隨筆』と諸橋『大漢和辭典』も、「小角」としてゐる。但し、文獻の上から「小」「少」を決定することは難しい。『令義解』の主なテキストは「少角」に作ることを以て、「小角」は誤記と断ずる訣けには往かない。『三才圖會』の器用篇にも鼓・笛の類に「大・小」が用ゐられてをり、鈴木敬三氏の『有職故實大辭典』「くだのふえ 小角」の項も亦「小角」としてゐる。従ふべきであらう。

これらの「大・小」は、規模、及び扱ひの大小であつて、同じ内容で階級だけを異にする「大・少」とは區別されるべきものである。その上、「大・小」には官職の別がない。逆に、官職が「大・小」ではないのには、どうやら傳統的な理由があるらしいと考へられるが、今回はその點には立ち入らぬこととする。

四、少と小

次に、念のため、年齢による「少」と「小」の差異について

考察を加へておきたい。

高に示した如く、醫疾令逸文の醫生教習條に「少小」の語があり、その義解には、「謂ふところは、六歳以上は小と爲し、十八歳以上は少と爲す也」としてゐる。「少」は大人より若干稚いことを示し、「小」は幼ないことをいふのであらう。

これも既に引いたが、戸令三歳以下條は、

凡そ男女は、三歳以下を黄と爲よ。十六以下を少と爲よ。

井以下を中と爲よ。其れ男は、井一を丁と爲よ。六十一を

老と爲よ。六十六を耆と爲よ。

とする。この年齢区分は、天平勝寶九年（七五七）四月四日の格で「且しく十八を以て中男と爲し、井二を正丁と成す」と年齢を引上げてゐる。また翌天平寶字二年（七五八）七月三日の格では更に老・耆について年齢を引下げてゐる（格文では「並びに一歳を加ふ」と表現）。したがつて老は六十以上、耆は六十五以上となる。

なほ、養老令の「中」（中男）は、大寶令においては「少」（少丁）であつた。即ち戸令給侍條の令文

若し同家の中男を取らんとする者、並びに聽せ。

に對する『令集解』の「古記」には、「古記に曰ふ。同家の少丁とは、子か及び近親を謂ふ也」とあつて、

（大寶令）同家の少丁を取らんとする者

（養老令）同家の中男を取らんとする者

を比較して了解される如く、養老令では正丁に對して若干稚い年齢層を「中男」といつてゐるのに對し、大寶令では「少丁」といふのであるから、「少」は稚い意味に基づいて用ゐられてゐると見られる。より幼ない年齢が「小」であることは言ふまでもないが、次の賦役令調絹繩條に、「中男」（大寶令の「少」）には勞働が課されてゐるのに、「小」にそれが見えないことは、それほどの子供を指すことになる。

……皆正丁一人に、調布一丈三尺、次丁二人、中男四人、各一正丁に同じ。

この「少」と「小」の違いは、周知のところであるが、正倉

院文書の戸籍にも窺ふことができる。「續修古文書 第二卷」の御野國加毛郡半布里戸籍の一部を見ることとする。

五保 中政 戸縣主族 嶋手 戸口冊
 正丁三 兵士一 少丁二 并緑兒三
 下ノ戸主 嶋手 正冊
 次 眞山 小年十六
 次 百足 小年十四
 次 小足 小年四
 次 稲寸 緑兒二
 戸主弟 小嶋 正冊四
 次 小庭 小年十二
 次 廣庭 小年十
 戸主弟 多都 正冊七
 次 小寸 小年十六
 次 赤猪 小年十四

緑兒三 正女三 少女五 并緑女二

次 古猪 小年十
 次 猪手 緑兒一
 戸主弟 寺 年冊二 兵七
 次 廣國 緑兒一
 戸主母 縣主族 古賣 年六十四 次女
 兒 加都良賣 年十 少女
 戸主妻 縣主族 新野賣 正女六
 兒 眞嶋賣 年十一 小女
 小嶋妻 縣主族 古刀自賣 年冊五 正女五
 兒川 嶋賣 年十五 小女
 兒 川内賣 年五 小女
 次 布知賣 年二 緑兒
 多都妻 縣主族 弟賣 正冊二 正女
 兒 麻留賣 年十二 小女
 次 依賣 年三 緑兒
 寺兒 伊怒賣 年四 小女

以上のところから年齢區分を表にしてみると、次の如くなる。



ここでも「少」(大寶令)と「小」の違ひは確認できたと言へよう。

758	757	養老令	年齢	大寶令
耆	耆	耆	六十六	耆
	老	老	六十五	老
老			六十一	
			六十	
正丁	正丁	正丁		正丁
			二十一	
			二十	
中	中			少
		中	十八	
				小
小	小	小	十六	
			三歳	
黄	黄	黄	當藏	緑

太政官
 太政大臣
 が挙げられる。また公式令平出條からは、
 太上天皇

五、太のこと、大のこと

この外、「太」で表はす身分、官職等がある。職員令からは、

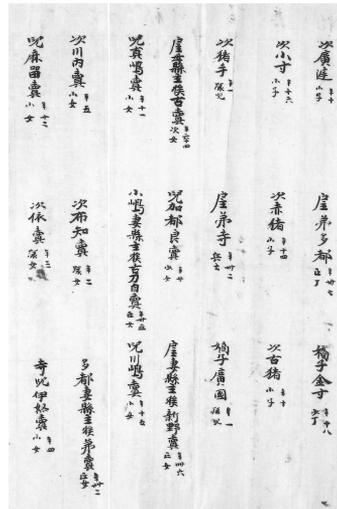


図1 「續修古文書 第二巻」御野國加毛郡半布里戸籍 (一部)

太皇太后、太皇太妃、太皇太夫人同じ。
皇太后、皇太妃、皇太夫人同じ。

が挙げられ、同關字條からは、

皇太子

が挙げられる。

いづれも一人であること、最高の身分であることが知られる。伊藤東涯の『操觚字訣』語辭の下「太……」には、

ハナハダトヨム字、……太ハ、太極太上ノ太ニテ、コノ上
モナシト云意、キツフタフトミ、キツフヲシツメルナリ、
「甚高」トカケバ、一通リキツフ高キナリ、「太高」トカケ
バ、コノ上モナク高キナリ、……

と見える。これが最も分りやすい説明であると思はれる（キツフ「キツウ」は甚しの意）。

一方、「大」は、敍上の「大・少」「大・小」に例として引いたもの以外にも、『令義解』（二應、義解を除き、令文から探

る）のみを検しても、官職としては次の如き例が知られる。

太政大臣 / 左大臣 / 右大臣

大學寮

大藏省

大膳職

大炊寮

大宰府

このうち、「大臣」「大藏」「大膳」には、「内臣」「内藏」「内膳」が對の官職名として挙げられる。「内臣」は『日本書紀』なり『藤氏家傳』中の「大織冠傳」に見え、「内藏」は『古語拾遺』の三藏に見えるものであるが、「大膳（職）」と「内膳（司）」の比較としては、職員令宮内省の兩職司條に次の如く見える。

大膳職

大夫一人。諸國の調の雜物及び庶の膳羞を造り、醢、蕪、蕪……
醬、豉、未醬、肴、菜、雜の餅、食料、膳部を率めて以て其の事に供すること掌る。亮一人。大進一人。少進一人。大

屬さうくわん 一人。少すないうくわん 屬さうくわん 一人。主醬ひしほのつかさ 二人。雜の醬、鼓、未醬等
を造ることを掌る。主菓餅くだものつかさ 二人。菓子、雜の餅を造ることを掌
る。膳部かしほ 二百六十人。庶の食を造ることを掌る。使部しほ 卅人。直
丁ちちやう 二人。駟使くしちやう 丁八十人。雜供戸ざふぐこ ……
内膳司ないぜんし
奉膳ぶぜん 二人。御膳を惣すべ知り、進食しんじきに先づ嘗ちかうみる……事を掌る。典
膳てん 六人。供御の膳を造り、庶味寒温を調たうへ和わけることを掌る。令史
一人。膳部ぜんぶ 卅人。御食を造ることを掌る。使部しほ 十人。直丁一
人。駟使くしちやう 丁卅人。

天皇に御膳を奉るのが内膳であり、宮内省として饗宴に際して
用意する食事を掌るのが大膳であるといふことができよう。
太宰府は、「魏志倭人傳」に「大倭」の語が、『日本書紀』に
も「吉備大宰」の如き官職名があり、やや系統を異にする語と
考へられ、ここでは略しておく。

なほ官職には、「大舍人」（中宮職）、「内舍人」（中務省）が
ある。近藤芳樹『標註職原抄校本』大舍人寮頭書に、
大舍人は内舍人に對する稱なり。大と内と對するは、大藏
と内藏との如し。……

とあることによつて、敍上のところと同じであることが了解さ
れよう。

更に「内」の例を職員令に求めるなら、次の官職が認められ
る。

- 内記。（詔勅を造り、凡すべて御所の記録の事を掌る）（中務省）
- 内藏寮。（年料供進の御服、及び別勅の用物の事を掌る）（同上）
- 内藥司。（藥香を供奉し、御藥を和合する事を掌る）（同上）
- 内禮司。（宮内の禮儀、非違を禁察することを掌る）（同上）
- 内膳司。（御膳を惣すべ知り、進食に先づ嘗ちかうみる事を掌る）（宮内
省）
- 内掃部司。（供御の牀、狹疊、席、薦、簀、簾、苫、鋪設、及び
蒲かき、藁わら、葦等の事を掌る）（同上）
- 内染司。（供御の雜の染の屬を掌る）（同上）
- 内兵庫。（掌ること、兵庫の頭あたまに准へる）

以上から、「内」には天皇に直接奉侍、奉獻する職掌が共通し
て見られ、「大」には一般に對し、大きいといふ意味もある
が、特別のものといった意味も讀取れる。

例へば、「大」のみの官職、その他を挙げてみると、次のやうな用語が認められる。

- 大學生 (職員令大學寮)
- 大將 / 大將軍 (軍防令節刀條)
- 大夫なぶタユウ (公式令授位任官條)
- 大村 (戸令爲里條)
- 大字 (公式令公文條)
- 大老 / 大病 (廐牧令驛馬傳馬檢簡條)
- 大尺 / 大升 / 大兩 (雜令度十分條)

なほ、「大尺」「大升」「大兩」については、雜令度十分條に次の如くあつて、そこに「小尺」「小升」「小兩」はない。

凡そ度とは、十分を寸と爲よ。十寸を尺と爲よ。一尺二寸を大尺の一尺と爲よ。十尺を丈と爲よ。量は、十合を升と爲よ。三升を大升の一升と爲よ。十升を斗と爲よ。十斗を斛とと爲よ。權衡けんこうは、廿四銖を兩と爲よ。三兩を大兩の一兩と爲よ。十六兩を斤こんと爲よ。

しかし、その一條前に置かれた雜令度地條には、次の如く「大」「小」が見える。

凡そ地を度はり、銀・銅・穀を量るには、皆大を用ゐよ。此の外は、官私悉く小なる者を用ゐよ。

とはいへ、ここから律令用語としての「小尺」等を讀取ることが不可能であらう。「小」のない「大某」である。

なほ獄令杖笞條には、杖ならびに笞の杖につき、「大頭」「小頭」と記すが、術語といふより一般用語と解すべきであらう。

六、日唐の關係

最後に、中國の古代・中世官制との比較の觀點から、『周禮』及び『大唐六典』に見える「太」「大」「小」「少」について検討しておく。

先づ『周禮』では、

大宰 / 小宰
大司徒 / 小司徒

大宗伯 / 小宗伯

大胥 / 小胥

大師 / 小師

大祝 / 小祝

大史 / 小史

大司馬 / 小司馬

大司寇 / 小司寇

の如く、「大」と「小」が對となつてゐる。若干、本文に就いて見るなら、「大宰」「小宰」については、

大宰の職は、建邦の六典を掌り、以て王の邦國を治めるを佐く。……

小宰の職は、建邦の宮の刑を掌り、以て王宮の政令を治む。……

また、「大司徒」「小司徒」については、

大司徒の職は、建邦の土地の圖を掌り、其の人民の數を與へ、以て王の邦國の安擾を佐く。……

小司徒の職は、建邦の教法を掌り、以て國中及び四郊都鄙の夫家、九比の數を稽へ、以て其の貴賤老幼廢疾を辨す。

……

と見え、殆んど「大」「小」の對で示される。上述したわが国律令官制における「大」「小」と同列に解してよいものであらう。わが令制の『周禮』に據るところ大なることは夙に知られてゐるが、これらもその例と言へよう。

一方、『大唐六典』は、「太」「少」が多く見受けられるが、「大」も存し、細かく見て行く必要がある。

(卷二)

太師 / 太傅 / 太保

太尉

(卷八)

諫議大夫

(卷十)

太史局

(卷十二)

(殿中省) 少監

*長官は監

(卷十三)

(御史臺) 大夫

(卷十四)

太常寺 / (太常寺) 少卿

*長官は卿。以下八

寺同じ。

太祝

*下僚に祝史

太廟齋郎 / 太廟門僕

*兩京効社署に齋郎あり。

諸太子陵署

/ 諸太子廟署

太樂署 / 太醫署 / 太卜署 / 兩京齋太公

廟署

(卷十五) 太官署

(卷十七) 太僕寺

(卷十八) 大理寺

(卷十九) (太原永豐倉 *太原は地名)

(卷二十) 太府寺

(卷二十一) 太學博士 *下僚に助教

(國子直講) 大成

(卷二十二) 少府監

(少府監) 少監 *長官は監。

(北都軍器監) 少監 *同上。

(卷二十三) (將作監) 大匠 / 少匠

太陰監

(卷二十四) (左右衛) 大將軍 *下僚は將軍。以下八衛同じ。

(卷二十六) 太子三師

太子太師 / 太子太傅 / 太子大保

太子三少

太子少師 / 太子少傅 / 太子少保

太子賓客

太子詹事府

(太子詹事府) 少詹事 *長官は詹事

太子司直 / 太子左春坊 / 太子左諭德 /

太子右春坊 / 太子右諭德

太子通事舍人 / 太子内坊 / 太子内官

(卷二十七) 太子家令寺 / 太子率更寺 / 太子僕寺

(卷二十八) 太子左右衛率府 / 太子左右司禦率府 / 太子左右清道率府 / 太子左右監門率府 /

太子左右内率府

(卷二十九) (親王國) 大農 *長官は國令。

(卷三十) (京兆河南太原府) 少尹 *長官は牧、上司は尹。

大都督府

大都護府

大都護 / 副大都護

先づ「少」に注目してみるなら、「少府」「少監」「少卿」「少匠」「三少」(少師・少傅・少保)「少詹事」「少尹」が挙げられ、「少匠」は「大」との、「三少」は「太」との對であり、「少監」「少卿」「少詹事」「少尹」は、監・卿・詹事・尹の副官である。しかし副官を唐では「次官」とはいはず、またわが國

の如く長官と職掌を同じくするものではない。伊藤東涯『制度通』官職四等四分ノ事には次の如く見える。

官職四等二分ツコト古ノ法制見アタラズ、唐ノ時ニハ大小ノ諸官、上官ヨリ下官マテ幾人アリテモ是ヲ四段ニワカツ、タトヘハ大理寺ナレハ大卿ヲ長官トシ、少卿並ニ正ヲ通判官トシ、丞ヲ判官トシ、府、史ヲ主典トスルカゴトシ、他ノ官司イツレモ同シキコトナリ、ソノワケ唐律ニ詳ナリ、……

次いで唐名例律同職犯公坐條を引くと（養老律では同司犯公坐と稱す）、そこには連坐規定として、長官、通判官（養老律では次官）、判官、主典の四段階が見える。

とはいへ、『大唐六典』の太常寺を検するに、

太常寺卿 一人 從三品

少卿 二人 正四品上

……後魏の太和十五年、初めて少卿の官を置く。太常少卿一人、第三品上。……隋、太常寺に少卿一人、正四品

上を置く。煬帝即位し、二人を加へ置く。……
（唐の）開元二十四年に、勅して太廟署の令（及び太常）少卿一人、太廟の事を知らずを廢す。……

とあり、長官の「卿」に對し、通判官（わが國の次官）の少卿は、二人ないし三人で職掌を分掌するものの、合はせれば職掌は卿とほぼ同じであり、わが國令制官職の「大・少」に近いが、どこか異質のものを感じる。

「少府」については、九寺の「太府寺」の岐れと見てよい。

『大唐六典』に、

太府寺、卿、一人、從三品。

周禮天官に太府有り。下大夫・上士・下士、九貢・九賦・九功の式を掌り、以て其の貨賄の入を受け、……秦漢以下、其の官を置かず。其の職、司農・少府に并はす。……梁の天監七年、始めて太府を置き、……後魏の太和中、始めて少府を改めて太府卿と爲す。……隋……煬帝、太府寺を分けて少府監を置く。……

と見え、同じく『六典』の少府監の「監」には、

漢書百官（公卿）表に云く。少府は秦官、山海・池澤の税を掌り、……少府は天子の私府にして以て供奉する所の職、皆在り。……

とする。やはり單純にわが國の「大・少」で説明することはできない。

次に「太」を検するなら、三師を除き、いづれも對になる「小」「少」「内」などを有たない。三師（太師・太傅・太保）ならびに太子三師のみは太子三少（太子少師・太子少傅・太子少保）と一見對のやうに見えるが、實は別立てとしなければならぬ。とはいへ、三少は太子（皇太子）三師の對であることは確かである。三師及び太子を冠する官を除くと、上に列記した「太」を用いる官は、次の三種に大別できよう。

- (甲) 太尉 / 太學博士
- (乙) 太史局 / 太樂署 / 太醫署 / 太卜署 / 太官署
 / 太府寺 / 太陰署
- (丙) 太祝 / 太廟齋郎 / 太廟門僕 / 兩京齋太公廟署

(甲) は三公の一と最高學府の博士であり、最高のといふ意味で用ゐられてゐる。(乙) は天子に關係のある天體觀察やら樂・卜占から度量衡までを扱ふ、それぞれ最高の官署である。(丙) は太廟に關係し、祭祀を掌る専門官や部署である。これらの「太」は字義においてわが國の用法と近いものが看取される。

しかし「大」に關しては、概してわが官制との關係は見出しえない。該當するものを列記しておくなら次の如くである。

- 諫議大夫 / 大夫
- 大理寺 / 大將軍 / 大都督府 / 大都護 / 副大都護
- 大成 / 大農

「大夫」「大將軍」はわが國でも用ゐられてゐるが、起源は漢以前に遡る。つまりは右の例から、日唐の官制には直接影響關係の見られないものが多く、このことも夙に知られてゐたが、若干とはいへ確認しえたといふべきであらう。

わが國の官職名の「大・少」等は、系譜的には『周禮』に近く、唐制に據るものではないと考へてよからう。

むすびに代へて

冒頭に例示した「大納言」と、對する「少納言」の説明は、單純なやうでゐて決して簡單には往かない。養老職員令からその規定するところを見るなら、

大納言、四人。庶事を參議し、敷奏、官旨、侍從、獻替の事を掌る。

少納言、三人。小事を奏宣し、鈴・印・傳符を請け進り、飛驒の函・鈴を進り付け、官印を兼て監ることを掌る。其れ少納言は侍從の員の内に在り。

(中務省)侍從、八人。常に侍し、規諫し、遺れたるを拾ひ關けたるを補ふことを掌る。

とあつて、見かけ上、大・少納言にはかなりの差があるやうに受取れる。

しかし、天皇の傍に侍し、玉音や詔勅の文言にまである範圍内で意見を述べ、書き替へ(獻替)を言上できたり(大納言)、小事に關與しうる(少納言)といふ點では、實質的には共通する職掌を擔つてゐる訣けである。

それ以上に、詔勅との關係は、兩者を「大・少」で稱しうる決め手となる。例へば、公式令奏事式條には(其、位姓名などは原文のまま)、

太政官謹奏

其司位姓名等解状云云。謹以申聞謹奏。

年月日

太政大臣位臣姓

左大臣位臣姓

右大臣位臣姓

大納言位臣姓名、

奉勅。依奏。……

大納言位姓

と見え、便奏式條には(同様とする)、

太政官奏

其司所申其事云云。謹奏。

年月日

奉勅。依奏。……

少納言位姓名

とある。對象とする詔勅には差があるものの、公式令冒頭の詔書式、勅旨式、論奏式、奏事式、便奏式のうち、勅旨式・便奏式以外は、大納言が關興し、便奏式は少納言が關興する。職務内容に重なり合ふところがあると見ると、可能であらう。

更に、天武朝には「納言」なる官名が見え、これが枝岐れして「大・少納言」となつたであらうことは容易に推察しうる。

これらの考察を踏へるなら、「大納言」と「少納言」が對をなす官名であることが了解されよう。

以上により、「大・少」「大・小」「太」のもつ傾向の若干は捉へられたかと思ふ。今後更に論證を固めて行きたい。大方のご批正を切に冀ふものである。